

(書式 3 - 3 - 5)

遺言書の検認審判申立書

遺言書の検認申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所御中

本籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
申立人 〇〇〇〇  
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

本籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
遺言者 〇〇〇〇  
平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡

申立の趣旨

遺言者の自筆証書による遺言の検認を求める。

申立の実情

1 申立人は、上記遺言者の自筆証書による遺言 1 通を保管する者である。

- 2 申立人は、上記遺言書を平成〇〇年〇〇月〇〇日に遺言者から預託されこれを自宅にて保管してきた。
- 3 遺言者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に死亡し、その相続が開始した。
- 4 上記遺言書は、封印され未開封である。
- 5 上記遺言にかかる相続の相続人は、別紙相続人等目録記載のとおりである。
- 6 よって、本申立に及んだものである。

### 添付書類

戸籍謄本（申立人）	1 通
戸籍謄本（相続人）	3 通
戸（除）籍謄本（被相続人）	1 通
住民票（申立人・相続人）	4 通
除票（被相続人）	1 通
相続人等目録	1 通

以上

## 解説

民法第1004条第1項による遺言書の検認申立である。

公正証書遺言を除く遺言の保管者又は発見した者は、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して検認を請求しなければならない。

封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立ち会いのもとに開封しなければならない（民法第1004条第1項、第3項）。



\* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所